

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子として、クロコシジロウミツバメ等の卵及びエダウチタヌキマメ等の種子を追加すること。
（第二条関係）

二 第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、エラブオオコウモリ等を追加等すること。
（別表第一関係）

三 第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種のうち、ハヤブサの項におけるシマハヤブサの除外規定を削除すること。
（別表第二関係）

四 第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、カラフトグワイ等を追加すること。
（別表第三関係）

五 この政令は、平成三十一年二月六日から施行すること。